



税理士が教える経営に役立つ税制情報

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会阪神支部
広報委員 前川剛

最終確認！令和7年分年末調整のポイント 昨年との違いとは

「年収の壁」の見直しにより、今年の年末調整は所得税の還付を受ける人が増えると予想されています。従業員本人はもちろん、配偶者や扶養親族の年収・年齢など、確認すべき点は例年よりも増えています。昨年と異なる点にフォーカスを当て最終確認しておきましょう。

給与所得者の基礎控除申告書（従業員本人）

給与所得の金額は年収から給与所得控除額を差し引いたものとなります。給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられるので、計算間違いに注意してください（右表①）。また、「基礎控除の額」も昨年と異なるので注意してください（右表②）。A～Cの区分については配偶者控除額の計算で使用します（右表③）。

年収（年間給与収入）とは

1月1日～12月31日の1年間に、会社から支払われる総支給額のこと。税金や社会保険料等を控除する前の金額を指します（手取り額ではありません）。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

あなたの年中合計所得金額の見積額の計算	
給与の額	扶養控除額
給与年収	扶養控除額
あなたの年中合計所得金額の見積額	
給与年収	扶養控除額
控除額の計算	
給与年収	扶養控除額
基礎控除の額	
給与年収	扶養控除額

1
3
2

給与所得者の特定親族特別控除申告書（従業員の大学生年代の子等）

令和7（2025）年度税制改正により、「特定扶養控除」を受けるための生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の年収要件が「103万円以下」から「123万円以下（合計所得金額が58万円以下）」に引き上げられました。さらに、「特定親族特別控除」が新設され、大学生年代の子等の合計所得金額が58万円超123万円以下（年収123万円超188万円以下）であっても控除対象となります。「特定親族特別控除の額」（下表①）の金額が、「控除額の計算」（下表②）に沿った正しい数字であるかをチェックします。かなり細かく区分された所得金額により扶養に関する控除額が変わるので、従業員の子等の年収・年齢もこれまで以上に正確に把握しておくことが求められます。

注）令和7（2025）年12月31日時点の年齢で判断します

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等（※「特定扶養」に該当する場合は、裏面の3-1の1をご確認ください。）									
（フリガナ） 特定親族の氏名	特 定 親 族 の 個 人 識 号								
1	平成 年 月 日								
2	平成 年 月 日								
○ 控除額の計算									
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額									
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

1
2

図表引用：国税庁ホームページ「令和7年分 年末調整のしかた」
参考文献：「事務所通信2025年12月号」（TKC出版）

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！

ひょうご企業業績 |

